

# 『海外新話』の南京条約

奥 田 尚

A Study on 'Treaty of Nanking 1842 (南京条約)' in "Kaigai Shinwa (海外新話)"

Hisashi Okuda

はじめに

一八三九年から一八四二年のアヘン戦争は、イギリスによる中国侵略戦争であり、結果的には東アジア世界を近代化する契機となった戦争であった。たまたま必要があつて「南京条約」について、インターネットで情報を検索していたとき、ある古書店から『海外新話』と『海外新話拾遺』が売り出されていることを知った。さっそく図書館に依頼して購入し、読んでみるとなかなか面白くしかも楽に読めた。

本学には中国学関連の資料は比較的豊富なので、『鴉片戦争』全六巻〔中國近代史資料叢刊〕を手にとったことはあるが、清朝

の漢文であり、筆者にはとうてい手に負えるものではなかった。そうしたこともあつて、日本で幕末に書かれた読本の『海外新話』は、いつか一度は目にしてみたいと思つていた本だった。

さて、その『海外新話』であるが、そこに記されている「南京条約」部分だけは、漢文に訓点を付したもので、前後の仮名混じり文の読本風とは全く異質の文体になっている。その上にどうも一部の条文に脱落があるようであり、このあたりから『海外新話』そのものにも興味を覚え、少し先行業績などにもあたってみた。なかなか面白い性格の本であることがわかってきたので、その調査の経過を書きとめ、南京条約の脱落部分に関連する事項について調べたことを記しておきたい。

# 『海外新話』と著者嶺田楓江についての吉野作造氏と増田渉氏などの研究

『海外新話』とその著者の嶺田楓江についての早い時期の論及に、民本主義の提唱者として著名な吉野作造（一八七八（明治一）年～一九三三（昭和八）年）氏のものがあり、自身の古書収集について記したなかに、それについて触れた部分がある。

吉野氏は、古書として『海外新話』を購入し、読んでみると日本の幕末に書かれた鴉片戦争に関する書物であり、興味を感じたという。それで同じ幕末に鴉片戦争を描いた通俗的な古書も買集めたが、他の古書はすべて『海外新話』を基本としているので、『海外新話』の著者のことが気になった。そのうちに宮武外骨の『筆禍史』を買うと、そこに『海外新話』の著者楓江釣人が嶺田右五郎であり、『海外新話』の刊行のために押込め（禁固刑）、ついで江戸追放の処分を受けたことを知った。やがて『嶺田楓江』（明石吉五郎編）、『楓江遺稿』（山田烈盛編）などの本も入手した。それらによれば、江戸追放後、嶺田楓江は房総半島を歴遊し、ついに居を千葉県君津郡請西村に定め、教育家として三〇年余を送り、明治一六年一二月に死去したことがわかった。また楓江は詩人としても知られ、軸物も東京周辺に多数残されていることもわかった。吉野氏はこう述べて、『新話』には東洋漁人編『清英阿片之争乱』という、きわめて僅少な部分に拙い手入れをしている、明治になってからの復刻本もあると記している。

次に、蔵書家としても有名であった中国学者の増田渉氏（一九七七年没）は、自身が集めたアヘン戦争に関する幕末の読物は、『海外新話』、『海外新話拾遺』、『海外余話』、『海外実録』、『清暎近世談』などであり、安政二（一八五五）年の『海外実録』を除き、いずれも嘉永年間（一八四八～一八五四年）のものであるという。『新話』はそれらの中でも最初に出版されたもので、その他のものは形体様式を『新話』にまねていたとした。さらに、『新話』の「例言」の「此編ノ記事、コレヲ『夷匪犯境録』ニ原ツク」などを引用し、そこに記されたように『新話』記事の大体は、『夷匪犯境録』に記載する各地の戦闘報告や、同書に見える挿話的な部分によるもので、読物としての興味を持たせるようにしていると指摘する。

また、明石吉五郎編『嶺田楓江』から嶺田楓江の履歴を紹介する。嶺田氏は代々丹後田辺藩牧野氏の家臣で、楓江は父の矩俊の次男で江戸藩邸に生まれた。嘉永三年一〇月二日に「押込」処分を受け、翌年正月一三日「押込御免」となり、おそらく「三都構へ」（三都居住禁止処分）をうけて、四月一三日に久離願（勘当願い）を差し出して承認された。その後、田辺藩に仕えて「海防」を主とした軍事改革の取調べ役になったこともある、という。さらに増田氏は、楓江がすぐれた漢学者・漢詩人であっただけでなく、洋字の学習も行っていることにも注目した。楓江が『犯境録』を平易に、軍談風に書きかえて『新話』を著したのは、彼の「籌海の志」（海防の志）に基づく啓蒙のためである。『新話』の巻頭

の長編の詩に「天賜前鑑非無意(天、前鑑を賜うは、意なきに非ず)」と、清の敗戦を前鑑とすべしといっていることから、楓江の意図を察することができるとも述べている。<sup>(2)</sup>

吉野氏と増田氏とは別に、アヘン戦争に関する日本での基本史料の一つ『鴉片類集』を主対象とする研究の中で、田中正俊氏は『新話』が「和約條目」(南京条約)の全文を訓点付き漢文で掲載していることに注目し、そこに嶺田楓江の危機を訴えたいという意志が読み取れるとした。<sup>(3)</sup>

## 二 『海外新話』と嶺田楓江に関する森睦彦氏の研究

上に紹介したように『新話』は絶版処分となり、著者の嶺田楓江は「押込」、その後に「三都構へ」という処分を受けた。この『新話』の刊行とその禁止について、関連する史料とともに詳しく究明した研究が、森睦彦氏によってなされている。非常に興味深い研究なので、やや詳しく紹介したい。関連史料は国立国会図書館蔵の『旧幕引継書』の『市中取締類集 書籍之部』にあると注記され、加えて本文中に詳細な原文史料の引用があるので、容易に詳しい事情をうかがうことができる。次のような形で『新話』とその著者に対する史料が残されているという。<sup>(4)</sup>

①嘉永二(一八四九)年、アヘン戦争を題材とした筆者不明の五冊本が出まわっていることに気づいた学問所は、町奉行にその本の調査を依頼し、町奉行は町年寄にその調査を命じた。

②同年一二月、町年寄の館市右衛門は、次のように返答した。その本は『海外新話』であり、著者は丹後田辺藩牧野河内守の家来嶺田半平の次男の右五郎である。右五郎の依頼により江戸馬喰町の書物問屋の菊屋幸三郎が、一月二五・六日から二月二日までに、五〇部を製本して右五郎に届けた。幸三郎の申し立てによれば、幸三郎の方で売りさばく予定はないとのことである。また、先に完成した五〇部以外の刷り上ったものと製本が完成しているものは、書物懸の名主から申し聞かせ、とりあえず新たなものは禁止し、完成したものは差し押さえた。これ以上の調査は、右五郎が武家であるので、御番所でじきじきに行なってほしい。

③翌三(一八五〇)年二月に町奉行遠山左衛門尉は、林大学頭ら学問所に対して没収した『海外新話』五冊をそえて、絶版にすべきものか世上に流布させてもよいものかを問い合わせた。「天保一三(一八四二)年に出版については私家版を含めて、書物掛名主を通じ町年寄から町奉行所に届け出て、学問所などで草稿の検閲を受けた後に出版するように命じられたのに、『海外新話』はこの手続きを取らなかった。それで、改めてこの手続きを取った場合に、絶版とすべきか出版が認められるかを問い合わせたのである、と森氏はいう」。

④同年三月、学問所は「世上流布いたし候ては、宜しからざる品にいたされ候」と町奉行に答申した。

⑤さらに同四月、町奉行所は嶺田右五郎を取り調べたところ、次のような事情がわかったとして、改めて学問所の見解を問い合わ

せた。嶺田右五郎は、浪人の安喰大太郎という者から『夷匪犯疆録』などの写本を譲り受けたが、その本には近年のアヘン煙草のことからイギリスが清国に押し寄せて戦争をした状況が明瞭に記されていた。この『犯疆録』は、兵学に関心のある者にとっては心得ておくべきことが記されているものの、中国から渡来した原本のままで理解しがたく、初学の者でもわかるように書き綴り、図面なども加えて『海外新話』と表題した。

門人や同志の者たちに一覽させたいが、写本では面倒なので、学問所の審査を受けずに内々に自分たちで板木を彫刻して、書物屋菊屋幸三郎に刷りと製本を依頼した。御触れでは内緒で出版をした場合には、どのような書物であれ板木を焼き捨て絶版とすることになっているが、しかし舶来の書物を絵入りの仮名本でわかりやすく和解した本や、海外の戦争について書き綴った本の出版を禁止するという御触れはないので、『新話』は禁止の書物とも決めがたい。

本件については、嶺田右五郎が学問所に届け出て草稿の検閲を受けなかったことに對する罪なのか、禁止された書物を勝手に著述し出版したことに對する罪なのかの差別によって罪の軽重があるので、禁止された書物に相当するかどうか、学問所ははっきりとした判定を行ってほしい。

⑥学問所は、これに對して次のように返答した。『新話』は、まったく『犯疆録』を仮名書きにしたに過ぎないとの申し立てである。確かに異教妄説を勝手に著述したわけではないが、このような類

のものは著作も和訳も書物の体裁では開板してはならないと決定した。この『新話』は開刻差し止めとするが、著述をしたわけではないので、嶺田右五郎の処分については、学問所の検閲を受けてないで開板をしたという点にとどめるべきであろう。改めて学問所の検閲を受ける場合には、開板見合わせを申し付けることになる。

以上によって嶺田右五郎（楓江）は、嘉永三（一八五〇）年一〇月に禁錮刑となり、翌四年四月に許された後に三都の居住を禁じられた。森氏は、書物問屋菊屋幸三郎について、手配も終わらないのに刊行したという理由で五貫文の過料に付されたことが、『藤岡屋日記』に見られることを紹介している。

森氏はさらに、嘉永三年五月に『新話』を重版しようとした者たちが検挙されたことについても、詳細に記されているのでその部分も紹介したい。

町奉行所の市中取締掛が『新話』の重版が出回っていることを知り、町奉行所の臨時廻に調査を依頼し、臨時廻から報告があった。

先年のイギリス人が清国に押し寄せたことを『新話』という題で、著述し板木を彫った嶺田右五郎の一件がまだ吟味中なのに、小日向水道場・御鍵奉行の高木大内蔵組同心の深川四郎次郎方に同居の判木師・高谷熊五郎は、その本をひそかに重板した。他に武家の一、二が加わり、一部につき一五匁くらいで売りさばいたようだ。

また、貸本屋卯兵衛は『新話』の重版にかかわって、それほど大金ではないようだが金主となって金子を都合した。本仕立職人の鉄三郎は板木の彫刻に加わり、二〇〇部ほど仕立てた。しかし、鉄三郎の仕立料が高いというので、他の者に仕立てを依頼したこと、高谷熊五郎という争いになったようだ。ただし、卯兵衛と鉄三郎はいい争いをしておらず、重版した部数は楽に売りさばいたようだ。

臨時廻からのこの報告によって、市中取締掛は書物掛名主に命じて、鉄三郎のところで板木七四枚、製本済みの本一〇部、印刷済みの用紙三〇一〇枚を押収した。ただし、五〇部を仕立てたうち四〇部はすでに売りさばかれているので、なんとも処置できない、とも付記されている。

仕立てた部数は、前に二〇〇部とあり、後ろに五〇部とある。森氏は、嶺田楓江の取調べが始まって数か月であること、関係者が少人数であることなどから、五〇部がおそらく実数であろうとする。また、重版関係者の処分については未詳であるといい、「楓江が未処分であるというのに、すぐ重版が密に行われたことは、庶民にまで海外事情が流布するのを恐れている当局側に一層の警戒心を強めさせ、楓江に対する処分を重くしたことであろう」と述べている。

以上の森氏の研究により、『海外新話』はまず嶺田楓江らが自から板木を彫って、菊屋幸三郎に刷りと製本を依頼して刊行した一種、貸本屋卯兵衛（もしくは卯之助）が金主となって武家の高

谷熊五郎が板木を彫り、鉄三郎に刷りと製本をさせた一種の少なくとも二種類の板本があることがわかる。楓江自身が板木を彫った本は五〇部が完成して楓江に手渡されたとあり、鉄三郎に刷りと製本を行わせたものが五〇部のうち一〇部が没収され、四〇部が売りさばかれた。もちろんこれらの数字はあくまで公的なものであるから、実数がどの程度であったかは不明というほかない。

ところで本学図書館が購入した『新話』は、増田渉氏旧蔵・関西大学図書館蔵の『新話』と比較した結果、左右はほぼ同じであるが、上下の外野枠が本学本の方が四ミリほど短い。よく似た字体の掘りではあるが、後に南京条約の問題箇所とところで図として示すように、関西大学本に比して本学本の方が字がやや太い。もし、上記の二種類しか板本がないとすれば、関西大学本が楓江自身の板木になるもので、本学本が高谷熊五郎の板木になるものであろう。

それはともかくとして、諸研究の多くが記すように、吉田松陰も『新話』を読んでいる。森論文からそれに関係する部分を抜粋しておきたい。

吉田松陰も阿片戦争に深い興味を示している。（中略）。新話も閲読している。「未忍焚稿」の末尾近くに「嶺田楓江詩」と新話の序文全文と、「例言・総目」、序章に当る「英吉利国紀略」までを筆写しているのは、この記事に特に興味を感じたからにはかならない。『松陰全集』の解題には弘化二年から嘉永三年頃迄の松陰の詩文稿とあり、萩か九州旅行中かに閲読したもの

であろう。

嘉永三年の九州旅行から同四年の江戸遊学、同五年の東北旅行に携行した「雑録」の中頃に江戸で交遊のあった人々と思える人名を記入してあるが、横山湖山の名もあり、終りに近く峯田楓江の名も記入されている。これは面談の機会があったか、またその折を得ようと試みたことを示すものであろう。

広範に事態を普及させようと計った楓江の意図はいち早く受けた処分によって、刊行当時には不十分に終ったが、それでも松陰の例のように多くの識者に影響を及ぼしている。また処分によって幕府の態度が明確となり、諸士はそれぞれの主張の公表の方策を立てやすくなったことであらう。

### 三 『海外新話』第五卷（最終巻）の最終項目の内容など

アヘン戦争は、一八四二年八月二八日（二九日・後述する）に長江の南京沖に停泊した、イギリス軍艦コーンウォリス号の艦上で結ばれた講和条約「南京条約」Ⅱ「江寧条約」でいったん幕を下ろした。

『新話』では第五卷に「両軍和睦事 付 和約条目」の項目があり、これが本書全体の最終の項目である。この項目は三段落に分かれ、第一段落は清朝道光帝の和約を承認する詔を中心とする記述、第二段落は和約の条目すなわち「南京条約」の本文、第三

段落は簡単にその後の状況を記して全体を締めくくり「まとめ」とする部分である。

まず、第一段落の道光帝の詔の部分は、「諸臣和議の奏聞を一覧あつて、帝深く逆鱗なし給ふといへども、孫武子の所謂五事七

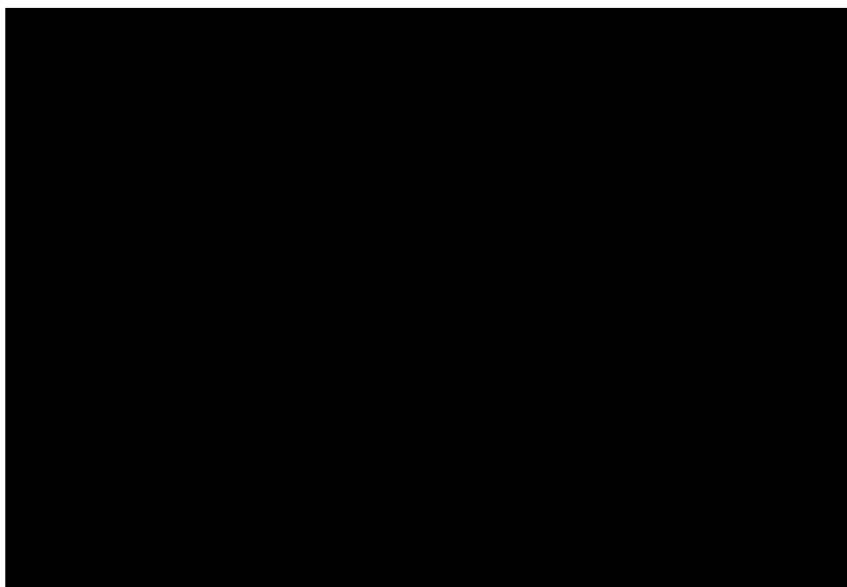


図2 本学図書館所蔵本  
『海外新話』  
第五卷一六頁裏

図1 関西大学図書館所蔵本  
『海外新話』  
第五卷一六頁裏

計を以て、彼我の形情を篤と経校なし給ふに、如何せん今日の時勢、中華の勝算殊に多からず」に始まり、道光帝が苦衷の末に和議条約すなわち南京条約の締結を命じたことを記す。

次の第二段落目が和約条目すなわち「南京条約」であり、ここに記された条文に脱落の個所がある。まず当該部分を二種類の板本から図1と図2として示しておきたい。

図示した部分を、二行目の「一」から六行目の「一」の前、五行目の末尾までを、適宜に句読点を付し新漢字で示すと、次のようになる。

一、因大英商船遠路跋涉洋、往々有損壞須修

補者、自應給予沿海一処、以便修船、及存守所

用物料。今

大皇帝准以洋銀六百萬元、償補原価。

ここに示した「一」の条文は、冒頭から数えて三つ目の「一」であり、つまり南京条約の第三条に相当する。ところで、南京条約の第三条ならびに第四条は、現今の史料集の類では次のようになっている。史料は新漢字に改め、一部を補訂した。

〔第三条に相当〕一 因大英商船遠路涉洋、往々有損壞須修

補者、自應給予沿海一処、以便修船及存守所用物料。今大皇

帝准将香港一島給予大英君主暨嗣後世襲主位者、常遠守主掌、

任便立法治理。

〔第四条に相当〕一 因欽差大臣等於道光十九年二月間、将英国領事官及民人等、強留粵省嚇以死罪、索出鴉片以為贖命、

今大皇帝准以洋銀六百萬元、償補原価。

図示した部分とここに掲げた第三条・第四条を対比すれば明らかのように、第三条の「今」の直前までの文に、第四条の「今大皇帝」以下の文を直結したものが、図示した部分になる。

この誤りの原因は、図1・図2を見れば、容易に想像がつく。

「大皇帝」を擡頭の書式としていたために、「大皇帝」を次の「大皇帝」と見誤り、その間を脱落させてしまいやすいのである。念のために長澤規矩也解題・古典研究会発行『明清資料集 第二集』（一九七四年九月・汲古書院）所収の『夷匪犯境録』写本の当該

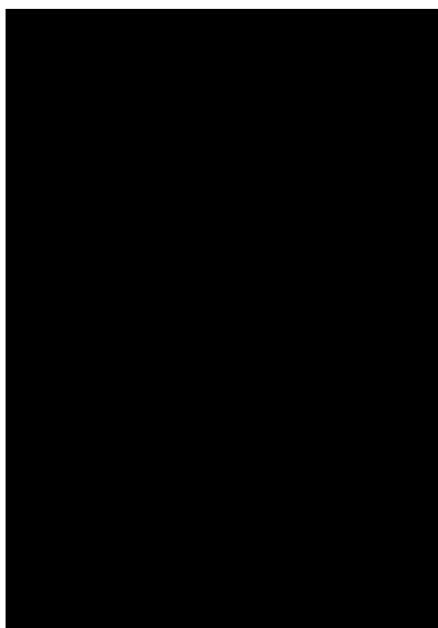


図3 『和刻本明清資料集 第二集』  
四八三頁所収・『夷匪犯境録』写本

部分(四八三頁)を図3に示しておきたい。

こうして第三条と第四条が合体させられたために、結果的には香港島を清からイギリスへ割譲する部分が脱落させられたことになる。この脱落に関するさらなる言及は後にまわし、『新話』第五巻の最終項目の南京条約の部分に続く、第三段落すなわち最終段落を先に見ておきたい。

第三段落の前半は次のようになっていいる。原文の面影を伝えるために、原資料と同じ総ルビにしてみた。

右の条目に依て愈兩國の和睦取調ひ、二千一百万元の金子、約定の如く、先六百万元を以て英將嘸鼎查に差渡す。嘸鼎查は其金を受けて即日、江寧を退船す。

これを見て鎮江、京口、瓜州等に碇泊する所の諸軍船、追々揚子江を去て、本国英吉利に立還るもあり、又は印度の地方に帰帆するもあり。この時に當つて嘸鼎查は、暫く広東の地に至り、向後通商交易の事件を取定め、郭士立へ立は英國の産にして、幼年より清国天津の地に來り、文筆を學ぶこと二十余年、しかる後また英國に歸ると云は定海に留つて、通商の事を管領せり。

これ部分に続く後半は、アヘン戦争で被害を受けた沿海の人々が以後は泰平になったこと、朝廷では諸將士の功勲を褒賞し、有罪を誅罰したことを記し、「扱夷夷の外患あるに依り如此。清国二百年來承平柔惰の風習を一變せしは、却て國家長久の基本とも謂つべき歟」と締めくくっている。

さて、すでに何度か触れたように、『新話』は「例言」に「此編ノ記事、之ヲ夷匪犯疆録二原ゾク」と明記し、また嶺田楓江の処分に際しての学問所の文書に「新話は全く夷匪犯疆録を仮名書いたし候迄と申出候」とあるように、『夷匪犯疆録』(『夷匪犯境録』、『夷匪犯境聞見録』とも表記される)を平易にわかりやすく改めたものという。しかし、『犯境録』は、何の前置きもなく、「計抄夷書」という形でイギリスの水陸攻撃軍の指揮官が連名で記した、定海県主への降伏勸告書にはじまる。増田渉氏はこの前にあつた部分がおそらく欠落したと推定している。

また、増田氏が収集した『夷匪犯境録』の一本は、末尾近くの南京条約の部分などを欠いている。この一本を除き増田氏の収集した一本(写本)と図4・図5に示したものが、筆者が実見した南京条約部分のある三種類である。それら三本は、南京条約に続く記載を「七月奉上諭、耆英奏、查明鎮江城陷時、京口副都統海齡、並其妻及次孫同時殉命」とはじめる(図4・図5参照)。『犯境録』には跋に相当する部分はないが、ただ、大敗の將軍奕山らの罪を定め、奮闘して重傷を負った斉慎に恩をくだすことで記述を終了しており、この記述が『新話』の朝廷では諸將士の功勲を褒賞し、有罪を誅罰したとある部分に相当するのかもしれない。



ただし、『犯境録』の南京条約の末尾は、図4・図5に示すように、次掲のような記述になっている。

道光二十二年 月 日 即英国紀年之

一千八百四十三年 月 日 由江寧省會行

「一千八百四十三年」の部分は、実見した三種類のうち図5だけは「一千八百四十二年」とあり、これが正しい。他の二種類はこの部分が「一千八百四十三年」になっている。月日に数字が記されていないことは、三本すべてに共通し、役職名・人名や記号の種類もいっさいないことも共通であり、そのことは図4・図5にも明瞭である。

南京条約の末尾部分の記載にこだわるのは、図6に示したように『新話』の末尾が明らかに『犯境録』の図4・図5とは異なっているからである。『新話』の図6から『犯境録』の図4・図5に変形することも、図4・図5から図6に変形することもできないのである。ということは、『新話』は少なくとも南京条約部分については、『犯境録』によったのではないことが実証されたことになる。

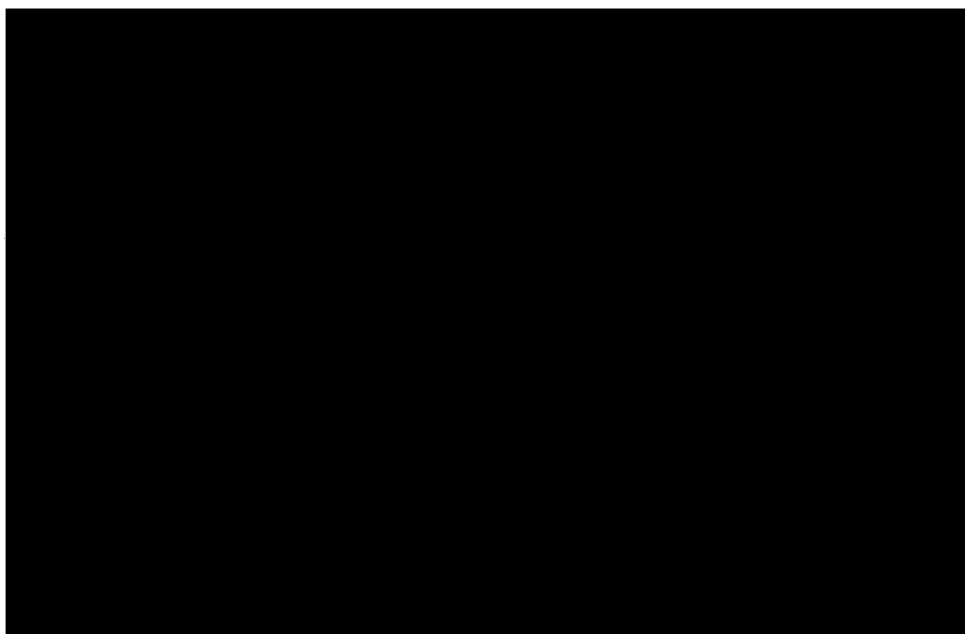


図4 『和刻本明清資料集 第一巻』（一九七四年三月・汲古書院）  
四二二頁所収・『夷匪犯境録』木活字本卷六・四八頁



図 5 『和刻本明清資料集 第二集』 487頁・『夷匪犯境録』写本



図 6 『海外新話』巻五・二〇～二一頁表 南京条約末尾の署名部分

## 四 その他の史料の南京条約の末尾部分

それでは『犯境録』以外の史料が南京条約を載せる場合に、その末尾はどうなっているかが次の問題である。『新話』が「例言」に「年月時日ノ次序ニ至テハ、侵犯事略ニ抛リ」と記す『侵犯事略』であるが、これは諸氏の研究にも明らかのように『英国侵犯事略』などと題されるものである（後の注10）・（11）（参照）。増田渉氏の収集文書類で現在は関西大学図書館所蔵になっているものの中に、東北大学狩野文庫の『英国侵犯事略』の電子複写本がある。その南京条約の末尾は、次のようになっている。

道光二十二年七月廿四日即英國紀年之乙千八百四十二年

八月廿八日由江寧省會行 ○ □ □ □ □

これを『新話』の末尾の図6と対比すれば、「○ □ □ □ □」の「○」は、英国全權使ポテンチャの印、四つの「□」は順に清の欽差大臣便宜行事・耆英、兩江總督部堂・牛鑑、江蘇巡撫院・程喬采、乍浦副都統紅帶子・伊里布の関防印であることがわかる。『事略』は印形を残し、役職名・人名を省略しているのがある。そうしてその引用する南京条約の第三条相当部分を見ると、『新話』と同様に三条と四条を合体させ、次のようになっている（新漢字に改めた）。

一、因大英商船、遠路跋涉津洋、往々有損壞須修補者、自應給與沿海一處、以便脩船、及存守所用物料、今

大皇帝准以洋錢六百万元、償補原備。

『侵犯事略』は他に同志社大学図書館の貴重資料（デジタルアーカイブ）に、『海表異聞』巳四（第六一分冊）『倭国侵犯事略』として公開されているものがある。<sup>(9)</sup>その南京条約の末尾部分は図7のようになっている。上引の東北大学狩野文庫本と比較すると、役職名・人名が省略せずにすべて記されており、印形も記される。ただし、牛鑑以下三人の関防印は一つに省略されている。

同志社大学本も第三条相当部分は上引の狩野文庫本と同じであり、ただ引用史料の二行目の「給與」が「給予」、三行目の「洋錢」が「洋銀」と正しい表記になっており、この点では狩野文庫本より信頼できる。

『侵犯事略』は、他に『有所不為齋雜錄』第一九に収載され、「清人阿片記事」に相当させていると思われる部分に記されているものがある。<sup>(10)</sup>その南京条約の末尾を図8に示すが、同志社大学本と同一で、肩書きと人名が記され、印や関防印などの記載も同じである。また、南京条約の第三条相当部分も、同志社大学本と同一である。

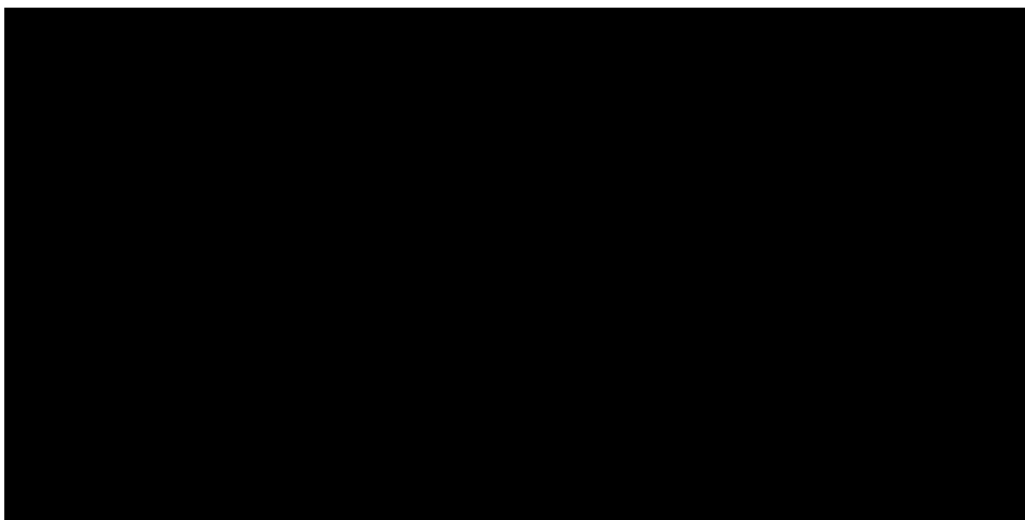


図 7 同志社大学図書館蔵『暎国侵犯事略』 南京条約末尾の署名部分

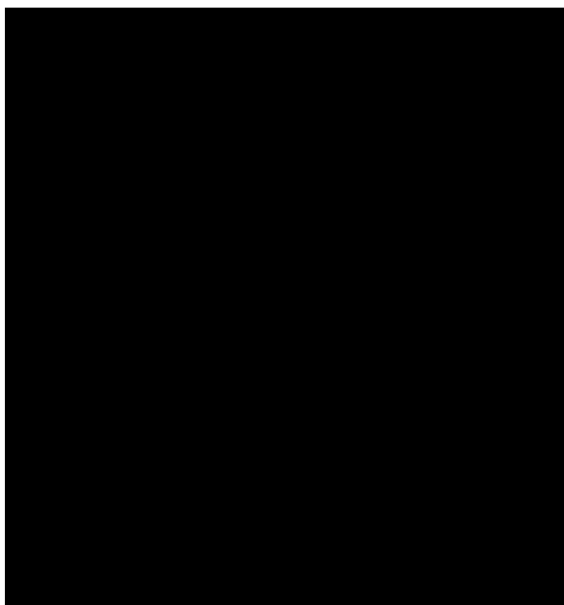


図 8 『有所不為齋雜録』第一九より南京条約末尾の署名部分

なお、同志社大学本の『海表異聞』には、滋賀大学経済学部附属史料館助教授の岩崎奈緒子氏の「解題」が付されている。それによれば、筑波大学所蔵の「英国侵犯事略和解」の巻末には、「右風説書之通和解差上申上候」とあるので、オランダ風説書であると記す。これは「唐風説書」の間違いであろう。すでに森睦彦氏によって、『侵犯事略』は単行本のように扱われるが、そうではなくて「唐風説書」であるとの指摘がされている<sup>(11)</sup>。

以上のように『新話』の南京条約の末尾部分と第三条相当部分<sup>(12)</sup>は、『夷匪犯境略』によってではなく、『(英国)侵犯事略』によって記述を行っている。さて、それと同一内容で『英国侵犯紀略』と題される本について、森氏は次のようにいう。

「英国侵犯紀略」として単独の著書のように扱われるのが一般的であるが、序文に和蘭風説書を見て、自己の上海での実見をも加えて阿片戦争を概説したと執筆事情を述べ、長崎奉行所に提出したものであり、風説書として扱うべきものと考ええる。

戦争の発端から終末までを略記し、付録に南京条約の条文・アラビア数字・簡単な英単語があり、原本には更に彩色の英人風俗画八景があり、この図をも転写したものは少ない。周等の提出したものと及びその和訳の原本が東京教育大学図書館に所蔵され、通詞の付箋も見られ和訳の苦心のあとも観察できる。

南京条約の条文は、和蘭からも提出されるが、それより半年早く、恐らくこれを初見とするものであろう。

筆者は東京教育大学本『英国侵犯紀略』を見ていないので、その

「序文」がいかなるものかわからない。ただ、同志社大学本や『有所不為斎雜録』所収本にはない「序言」と末尾<sup>(13)</sup>が、狩野文庫本にはある。その「序言」は次のようになっている。

#### 序言

今将前年英夷侵犯中華始末。紀略各条。以及現特赴往上海訪察。目観情形。擬定一併、抄呈台覽。至英夷國中細底。英人

不肯報告。其中未能詳悉也。

これがもし東京教育大学本の「序文」と同一であるとすれば、森氏が「自己の上海での実見をも加えて」と述べた部分は、「以及現特赴往上海訪察。目観情形」であろう。しかし、その前の「和蘭風説書を見て」には、「今将前年英夷侵犯中華始末。紀略各条」は対応しないのではなからうか。もちろん東京教育大学本と狩野文庫本の序文が異なれば、問題にならない疑問ではあるが。

#### まとめにかえて

いちいちの対応関係は煩瑣になるのであげることができないが、筆者が実見できた『英国侵犯事略』の狩野文庫本と同志社大学本ならびに『有所不為斎雜録』所収本は、多くの部分が『夷匪犯境略』からの抜粋である。『新話』がいうように、『侵犯事略』の方が年次がやや詳しく記されており、できごとの順序が『犯境録』よりもわかりやすい程度に過ぎない。筆者の狭い実見の範囲でいえば、先に引用した『侵犯事略』の「序言」の「今将前年英夷侵

犯中華始末紀略各条」というのは、『夷匪犯境録』を指すように思えてならない。

すでに触れたように、『犯境録』は年月を追いつたものではなく、序文も跋文もなく編者の名もないようなものである。この『犯境録』に多くの部分を負いつつ、『侵犯事略』は同志社大文学部『有所不為斎雜録』本のように「序言」を欠いた場合でも、冒頭の記述は「一、英咭喇等国、以鴉片烟土、流入中原、換易紋銀元宝出洋、為害非淺」とアヘン問題全体から書き起こし、次いで「一、道光十九年間、欽差兩広総督部堂鄧、欽差大臣林、向英咭喇等国、船上所來鴉片烟土、尽取燬滅」とあり、次項に「一、西洋諸国、向例祇在広東貿易、不准遷移他処通商」とあるように、きちんと導入部分の記述がある点で、『犯境録』とは編集態度は異なる。

以上、『新話』の南京条約の一部を問題にしてみたが、『新話』自からがいうように『犯境録』に基づくとしても、『新話』は、『犯境録』から多くを引用した『侵犯事略』の方をより多く参照しているようである。もちろん『新話』の全体を問題にせず、南京条約部分に注目しての推定であるから、「木を見て森を見ない」推論にすぎない。

さらに、吉野氏などが指摘した『新話』の明治になっての復刻本である東洋漁人編『清英阿片之爭乱』は、国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで『清英阿片之騒乱』（明治二十二年二月・清暉閣）として、全文が画像として公開されている。これには第

二段落の南京条約部分がまったく省略されて、『新話』の第五巻の最終項目に相当する部分は、第一段落と第三段落が直結されている。

また、松井広吉『鴉片戦史』（明治二十七年十一月一日・博文館発行。これも国立国会図書館の近代デジタルライブラリーで全文が公開されている）の南京条約は、「此の條約書は、英文のもの手に入らず、止を得ず漢文のものを和解したるを以て、例の如く尊清卑英の語氣なき能はず」と注記した上で掲載されている。この南京条約も、第三条の前半に第四条の後半を連続したものである。おそらくは、『新話』の南京条約をそのまま読み下して、転載したものと思われる。

また田中正俊氏は、『通俗二十一史』と題して早稲田大学出版部から刊行された全一二巻のうち第一巻（一九一二年、明治四十五年刊）に、『新話』の全文は『鴉片戦史』全五巻の名で収められていることを指摘している。<sup>(1)</sup> ちなみに『通俗二十一史』のものは、きちんと南京条約の全文を訓点付き漢文で載せ、かつ『海外新話』で南京条約が第三条前半に第四条後半が結合されている誤りを、正しく訂正している。

#### 註

(1) 吉野作造『閑談の閑談』（一九三三年・書物展望社）原載：筆者が見たのは、吉野作造『閑談の閑談（抄）』（一九九八年八月・日本図書センター）。

(2) 増田渉『西学東漸と中国事情』（一九七九年二月・岩波書店）「14

嶺田楓江『海外新話』など。

- (3) 田中正俊「鈔本『鴉片類集』について」(西嶋定生博士追悼論文編集委員会『東アジア史の展開と日本』(二〇〇〇年三月・山川出版社))

- (4) 森陸彦「海外新話の刊行事情」(圖書学論集刊行会『長澤先生古稀記念 圖書学論集』(一九七三年五月・三省堂))

- (5) 森陸彦(4)・一八頁。

- (6) 森陸彦(4)・二二、二三頁。

- (7) 基本とした史料は『中國近代史料選輯』である。同書は楊松・鄧力群の原編で一九四〇年に延安で出版、後多くの解放区で翻印されたという。実際に見た本は、栄孟源の重編したもので、「重編説明」には「一九五三年二月七日於北京中國科学院近代史研究所」とある。奥付には出版は、生活・讀書・新知三聯書店で一九七九年二月とある。南京条約は「中英江寧條約十三款」として掲げられ、「選自一九一七年海關編中外條約第一卷」とある。同じく『海關中外條約』巻1第331-336頁、1917年上海第2版」と記す典拠から南京条約を載せるものに、北京師範大学歴史系中国近代史組『中国近代史資料選編』上册(一九七七年・中華書局)がある。前者と後者には部分的に文字の変化があり、ここでは説明上の都合で両書から適宜の文字を選定した。第三条の冒頭を前者は「因大英國商船」とするが、後者には「國」がなく、末尾近くを前者は「常遠據守主掌」とするが、後者には「據」がない。第四条では前者は「經將英國領事官及民人等」とするが、後者は「經」がなく、前者は「洋銀六百萬圓」とするが、後者は「圓」の代わりに「元」とする。

- (8) 増田渉(2)・六九頁。

- (9) <http://lib.doshisha.ac.jp/denshika/kaihyo/61/imgidx61.html> なる。

- (10) 実見した『有所不為斎雜錄』は、奈良県立図書館報館所蔵の中野

同子氏による活字本(一九四二年出版・私家版)である。図8として掲載したのは、図7の同志社大学本のウェブからのコピーが不鮮明のためである。

- (11) 森陸彦「阿片戦争情報としての唐風説書——書誌学的考察を主として——」(『法政史学』二〇・一九六八年三月)。森氏によれば、

『英国侵犯事略』は、写本により『英国侵犯紀略』(筑波大学図書館蔵)、『夷匪侵犯事略』(弘化元年唐風説書)(東京都立図書館蔵)、『英夷侵犯記畧』(東京都立図書館蔵)などの題になるという。

- (12) 森陸彦(11)・一四〇頁。

- (13) 狩野文庫本の『英国侵犯事略』は、巻末に次のような記載がある。

道光二十四年十二月  
公局 船主 周霽亭  
全 財副 江星奮  
全 顔吉泉

弘化元年甲辰十二月帶來

全一二乙巳年二月訳

弘化二年乙巳冬 長崎訳士葉春池贈

この書式から見ても、これが「唐風説書」であることは間違いないだろう。この風説書は『夷匪犯境録』を典拠の一つとして作成されたものであろう。

- (14) 田中正俊(3)・四九七頁。

〔付記〕南京条約の中国関係の資料についての教示を武田秀夫先生、同条約に関する全般的な教示を田口宏二郎先生にいただいた。厚く感謝申し上げます。